

補助金交付申請の手続きの流れ

① 事前相談・受付	ブロック塀の除却・建て替えの際に補助金をご希望の方は電話でお問い合わせいただくか窓口へご相談ください。 ご相談窓口：まちづくり部建築審査課 (TEL：0852-55-5347・別館3階)
② 助成対象になるかの審査	受け付けた塀が補助対象に該当するかを、建築審査課において現地確認の上、事前審査します。 審査が終了したら、電話にて連絡いたします。
③ 専門家による判定	補助対象に該当しそうな塀について、専門家（建築士・ブロック塀診断士※）による危険性の判定が必要となります。（点検表参照） (診断費用は補助対象にしておりません)
④ 除却費用(及び建替え費用)見積り依頼	■専門家の判定により、危険と判定され補助対象になる場合は、見積書をもってください。（補助対象部分と補助対象外部分の工事を併せて行う場合は、内訳書でわかるようにしてください。） ※この時点では、まだ契約をしないでください。
⑤ 交付申請書の提出	■申請書（様式第1号）には、次の書類を添付してください。 ①事業計画書・収支予算書・実施設計書 ②事業の内容が確認できる図書（計画） (附近見取図・配置図・平面図・立面図・断面図等) ※図面は現況図面と建て替え後の図面をそれぞれお願いします。 ③ブロック塀等の現況写真 (全景及び高さ・延長・ブロック厚の寸法がわかるもの) ④専門家が作成した補助対象ブロック塀の点検表 ⑤工事費内訳書の写し（対象工事の見積書の写し） ⑥当該ブロック塀等の所有者を確認できる書類（登記事項証明等） 補助事業者とブロック塀等の所有者が異なる場合は、所有者の同意書 ⑦築造年を明言頂く誓約書 ⑧暴力団員等該当性の照会に係る同意書
⑥ 交付決定	■申請書類の審査後、助成が適当と認められた場合は、補助金交付決定通知書を送ります。 補助金交付決定通知書が届いた後に、契約を行ってください。 ※契約書の記載について 工事名、工事場所、工期、金額、契約日など、補助金申請内容と相違ないことをご確認ください。
⑦ 事業の着手・完了	■事業に着手（契約）したときは、速やかに着手届（様式第4号）を提出してください。その際、補助事業に係る契約書の写しを添付してください。

※工事途中で計画変更が生じた場合は、変更の手続きが必要です。お早めにご相談ください。

⑧完了届	■工事が完了したときは、速やかに完了届（様式第4号）を提出してください。事業の成果を示す資料等（写真）を添付してください。
⑨実績報告書の提出	■工事が完了したときは、完了した日から1ヶ月以内に実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して報告してください。 ※交付決定令和6年度の場合は、令和7年1月31日までに提出。 ①補助事業に係る請負契約書の写し ②工事費内訳書の写し（実施） ③工事費支払いに係る請求書及び領収書の写し ④事業の成果を示す図書（実施） ⑤工事の施工状況写真（撮影漏れがないようにご注意ください） ※図面及び内訳書の記載事項が確認できる写真としてください。 ☐着工前：全景及び高さ・延長・ブロック厚の寸法がわかるもの ☐施工中：工事過程がわかるもの （トラックへの積み込み状況写真、基礎の撤去状況等。 建て替えの場合は、建て替え工事中の基礎施工写真やフェンス等の設置状況写真等。） ☐完成後：全景及び高さ・延長・フェンスの寸法がわかるもの。 ⑥産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し ⑦提出書類チェックリスト 実績報告受理後に、当課職員が現地確認を行います。
⑩補助金確定	■書類審査及び現地確認の上、補助金額確定通知書を送付します。
⑪補助金請求	■補助金の請求は、補助金等支払請求書（様式第7号）に次の書類を添付して提出してください。 ①口座振替依頼書（第9号の3様式） 交付請求書受付後、3週間程度後に指定口座に補助金を振り込みます。
◆注意事項◆	○事業は、令和7年1月31日までに実績報告書を提出してください。 ○工事を中止または変更した場合は、速やかに変更申請・取り下げ届を提出してください。 ○ブロック塀等の構造が設置時の建築基準法の基準に適合していないなど、対象とならない場合があります。 ○既に行われた工事の場合は、対象になりません。補助金交付決定通知書到着後に契約及び工事着手をしてください。

※ ブロック塀診断士については、公益社団法人日本エクステリア建設業協会のホームページ「都道府県別ブロック塀診断士リスト」を参考としてください。

◆問い合わせ先◆ 松江市まちづくり部建築審査課 建築審査係
TEL 0852-55-5347